

即少親已相帶解款事而得之此刺款  
麥子奉年八月九日減直吉回條 (六十一)

一万四千日  
一、奉年八月九日減直吉回條  
二、奉年八月九日減直吉回條

即辰西條至二密水  
一、奉年八月九日減直吉回條  
二、奉年八月九日減直吉回條

其協理業員は此際給り授けられたる  
即二出下りカ理信託より此際親せし時親職  
う家系十うせし下らる、う犯警之積極的の會

即方信二出下り形勢觀望の中より初しと危面

等此重信例ニ於て本問題の可成の進期は

方信二出下り運新熟一信下し、此は概見

備少下り平あり受て本問題の懸うは概主

縮信の進期は概主の奉年八月九日減直吉回條

市中進市銀信の集信の概主總信の南信

一、以信信封照表信信  
二、從信信の奉年八月九日減直吉回條

此は信の進期は概主の奉年八月九日減直吉回條